

須坂市住民税非課税世帯等エアコン設置助成事業申請書（請求書）

年 月 日

須坂市長 様

須坂市住民税非課税世帯等エアコン設置助成事業要綱の規定に基づき、次のとおり助成金の申請及び請求をします。

【□欄がある項目は、該当する箇所に✓を入れてください。】

1. 申請者（世帯主が申請してください。）※1					
フリガナ 氏名				生年月日	
				<input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成	年 月 日
現住所	(〒 -)			日中に連絡可能な電話番号	
				()	
居住する 住宅の 所在地	(〒 -)			大家、管理会社等の名称 (賃貸住宅にお住まいの方のみ記入)	
申請者 以外の 世帯員	フリガナ 氏名	続柄	生年月日	令和7年度または8年度の 住民税課税状況 ※2	令和7年1月1日または令和8年1月1日時点 の住所（現住所と異なる方のみ記入）※3
			年 月 日	<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 未申告	
			年 月 日	<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 未申告	
			年 月 日	<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 未申告	
			年 月 日	<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 未申告	
			年 月 日	<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 未申告	

※1 代理申請を行う場合は、別途委任状の提出が必要となりますのでご連絡ください。

※2 令和8年6月の市町村民税額決定前に申請する場合は令和7年度（前年度）、決定後に申請する場合は令和8年度（本年度）の課税状況を記入してください。世帯の中に、課税または未申告の方がいる場合は申請できません。

※3 令和7年度の課税状況で申請する場合は令和7年1月1日時点の住所地、令和8年度の課税状況で申請する場合は令和8年1月1日時点の住所地を記入してください。

2. 申請理由	<input type="checkbox"/> 自宅にエアコン等を設置していないため。 <input type="checkbox"/> 自宅にエアコン等は設置しているが、故障等により冷房機能が使用できないため。 ※暖房機能のみ故障している場合や軽微な故障で修理可能な場合は対象外です。
---------	---

3. 住宅形態	<input type="checkbox"/> 持ち家 <input type="checkbox"/> 賃貸借契約 ⇒ <input type="checkbox"/> 貸主（大家、管理会社等）の承諾済 ※賃貸住宅にお住まいの方は、申請前に必ず自宅の貸主（大家、管理会社等）にエアコン等の設置工事について許可をもらってください。 <input type="checkbox"/> その他（)
---------	---

4. 購入希望機種及び設置予定場所・時期		
1 冷房機器の種類	<input type="checkbox"/> ①壁掛け型エアコン <input type="checkbox"/> ②床置き型エアコン <input type="checkbox"/> ③ウインドエアコン（窓用） <input type="checkbox"/> ④ポータブルエアコン（冷媒式） <input type="checkbox"/> ⑤電気冷風機（コンセントタイプ） <input type="checkbox"/> ⑥パルチェ式クーラー（コンセントタイプ） ※既に電気冷風機またはパルチェ式クーラーを設置している場合、⑤と⑥の機器は助成対象外です。	
2 設置予定場所	階	場所（)
3 工事完了の予定日	年	月 日

※裏面に続きます

5. 申請（請求）額の算定

項目	内容	記入欄
エアコン等設置金額	見積書の合計額（本体代＋工事費等）	① 円 (税込)
助成対象基準額	①の金額に 2/3 を掛けた額（1,000円未満切り捨て）	② ,000 円
助成上限額	本事業の規定上限額	③ 48,000 円
申請（請求）額※4	②と③を比較して、低い方の金額	④ ,000 円
あなたの自己負担額	①の金額 - ④の金額	⑤ 円

◆助成金の支払方式は、基本的に実績払(後払い)方式※3となります。概算払(先払い)方式※4を希望する場合は、下記「概算払方式を希望する場合」欄にご記入ください。

※4 請求権は、助成金の交付決定後に発生します。

※5 実績払(後払い)方式：エアコン等を購入・設置後に、実際にかかった費用（実費）に基づき、市から申請者へ助成金を交付します。

※6 概算払(先払い)方式：エアコン等を購入・設置前に、後で精算する条件で、市から申請者へ助成金を交付します。

【注意事項】

- 購入・設置金額の変更が生じた際や概算払方式の場合、③の申請（請求）額は確定したものではありません。事業完了後に提出していただく「実績報告書」に基づき、最終的な助成金額を決定・交付します。
- 受付は先着順とし、市の予算額に達したときをもって、事業の受付を終了します。

6. 振込口座（原則、1. の申請者の口座とします。）

【受取口座記入欄】

ゆうちょ銀行を選択される場合は「振込用の店名・預金種目・口座番号（7桁）」（通帳見開き下部に記載）をご記入ください。

金融機関コード	支店コード	分類	口座番号(右詰めでご記入ください。)
		1.普通 2.当座	
金融機関名	支店名	口座名義人	上段(フリガナ) ※必ずご記入ください。
			下段 名義人漢字
1. 銀行 5. 農協 2. 金庫 6. 漁協 3. 信組 7. 信漁連 4. 信連	本店 支店 本所 支所 出張所		

7. 個人情報の利用に関する同意 兼 エアコン等の設置に関する誓約書

以下のすべての事項について確認し、同意・誓約します。

- 助成金の交付要件である、世帯の全員が住民税非課税または生活保護受給者に該当します。
- 過去に本事業による助成金の交付を受けていません。
- 申請者（代理申請者）及び世帯員は、この助成金の認定に必要な範囲で、須坂市における住民記録情報及び税務情報、生活保護法に基づく受給の状況を調査し、取得した情報を利用することに同意します。
- 調査の結果、申請書の内容に修正が必要な場合、修正を行います。
- 申請時、世帯が現に居住する住宅に、冷房機能が使用できる機器が1台も設置されていません。
- 必要に応じて、須坂市が関係機関等から情報の提供を受けることに同意します。
- エアコン等を設置することについて、居住する住宅の所有者に承諾を得ています。
- 助成金の交付後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や、助成金の交付要件に該当しないことが判明した場合には、助成金を返還します。

本申立ての内容に相違ありません。

年 月 日 申請者氏名

【添付書類】

- 1 見積書（エアコン等の購入及び設置費用がわかるもの）
- 2 本人確認書類のコピー（運転免許証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、介護保険証、パスポート等のいずれか）
- 3 通帳、キャッシュカード等のコピー（受取口座を確認できるもの）
- 4 住民税非課税証明書（該当する方のみ添付。世帯の中に、現住所と賦課期日時点の住所が異なる方がいる場合、賦課期日時点にお住まいの市町村が発行したもの）

概算払方式を希望する場合（下記の口に✓を入れ、記入してください。）

私は、須坂市住民税非課税世帯等エアコン設置助成事業の助成金の支払方式について、概算払（先払い）方式を希望します。

年 月 日 申請者氏名